

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の3第3項ただし書の規定に基づき、2等陸士等である自衛官に採用された者の初任給の特例に関する訓令を次のように定める。

平成6年3月24日

防衛庁長官 愛 知 和 男

改正 平成16年10月28日庁訓第77号
平成18年 3月31日庁訓第63号
平成18年 7月28日庁訓第83号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成19年 3月20日省訓第 8号
平成21年 6月29日省訓第40号
平成23年 4月 1日省訓第16号
平成26年 5月30日省訓第35号
平成26年12月18日省訓第70号
令和 2年 7月27日省訓第49号
令和 5年 3月30日省訓第20号

2等陸士等である自衛官を命ぜられた者の初任給の特例に関する訓令
(平26省訓35・改称)

(学歴免許等の資格による初任給の特例)

第1条 2等陸士、2等海士又は2等空士（以下「2等陸士等」という。）である自衛官を命ぜられた者のうち、その者に適用される学歴免許等の区分（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則9-8」という。）別表第5経験年数調整表（以下「経験年数調整表」という。）における学歴免許等の区分をいう。以下同じ。）を「高校3卒」として経験年数調整表を適用したものとした場合（以下「経験年数調整表を適用した場合」という。）に経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格（規則9-8別表第3学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に掲げる学歴免許等の資格をいう。以下同じ。）を有するもので当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものの号俸は、経験年数調整表に定められている加える年数（その年数が4年を超える場合にあっては、4年）の数に4を乗じて得た数に1を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

(平18庁訓63・平21省訓40・平26省訓35・令2省訓49・一部改正)

(経験年数を有する者の初任給の特例)

第2条 2等陸士等である自衛官を命ぜられた者のうち、学歴免許等資格区分表における「高校3卒」の区分に掲げる学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にはその適用に際して用いられた学歴免許等の資格とし、経験年数調整表を適用した場合に経験年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有するものには当該学歴免許等の資格とする。）を取得した時以後の経験年数（規則9-8第15条の2に規定する経験年数をいい、経験年数調整表を適用した場合に経験年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有するものにはその年数を減じて得た年数とする。）を有するものの号俸は、当該経験年数（その年数が4年を超える場合にあっては、4年）の月数を12月で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数に1（前条の規定の適用を受ける者には、同条の規定による号俸の号数）を加えて得た数（その数が17を超える場合にあっては、17）を号数とする号俸とすることができる。

(平16庁訓77・平18庁訓63・平21省訓40・平26省訓35・令2省訓49・一部改正)

(下位の学歴免許等の資格を用いる方が有利な場合の特例)

第3条 2等陸士等である自衛官を命ぜられた者のうち、学歴免許等資格区分表における「中学卒」の区分に掲げる学歴免許等の資格のみを有するものとして前条の規定を適用した場合に得られる号俸が、その者の現に有する学歴免許等の資格を基礎として前2条の規定を適用して得られる号俸(前2条の規定の適用がない場合にあつては、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下「令」という。)第6条の3第3項本文の規定による号俸)より有利となるものの号俸は、前2条の規定(前2条の規定の適用がない場合にあつては、令第6条の3第3項本文の規定)にかかわらず、当該有利な号俸とすることができる。

(平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓83・平成19庁訓1・平26省訓35・平26省訓70・一部改正)

附 則

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第1条及び第2条の規定の適用については、第1条中「得た数を」とあるのは「得た数(その数が10を超える場合にあつては、10)を」と、第2条中「17」とあるのは「10」とする。

(平19省訓8・附則2項追加・平成23省訓16・附則2項削除、平26省訓70・附則2項追加、令2省訓49・附則第2項全部改正、令和5年省訓20・附則第2項一部改正)

附 則 (平成16年10月28日庁訓第77号)

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日庁訓第63号)(抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号)(抄)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日省訓第8号)

この訓令は、平成19年3月20日から施行する。

附 則 (平成21年6月29日省訓第40号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日省訓第16号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日省訓第35号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成26年5月30日)から施行する。

2・3 (略)

附 則 (平成26年12月18日省訓第70号)

この訓令は、平成26年12月18日から施行する。

附 則 (令和2年年7月27日省訓第49号)

この訓令は、令和2年8月28日から施行する。

附 則 (令和5年年3月30日省訓第20号)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の2等陸士等である自衛官を命ぜられた者の初任給の特例に関する訓令附則第2項の規定は、令和5年4月1日以後に行う自衛官又は自衛官候補生の採用試験に合格し採用された者について適用する。